

## 第7回 安城市自治基本条例検証会議

---

日時:平成27年3月18日(水)13:30~15:15

場所:安城市民会館 2階 講座室

出席者:【市民12名】

岡田、荻野、桐生、小森、酒井、佐地、鈴木、鳥居、早川、林、藤谷、森(敬称略)

【事務局 5名】

神谷課長、仲道、原田、石原(企画政策課)

澤田(市民協働課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 2名】

新、神谷(敬称略)

資料:おしながき、安城市自治基本条例検証会議検証結果

記録:榊原

【議事録】(以下、敬称略)

### 1. 開会のあいさつ

事務局:ただいまより第7回の検証会議をはじめさせていただきます。本日は4名の傍聴者がいます。

傍聴される際はお静かにお願いします。それでは早速、会に入らせていただきます。まずは振り返りをお願いします。

### 2. 前回のふりかえり

進行役:前回どうい話をしたかを、前回のかわらばんを見ながら、振り返りたいと思います。

進行役:(振り返り)

進行役:これまで、第1回では前提条件の共有や話し合いのルール説明、お互いに自己紹介をしあって話し合うための環境をつくったりするところからはじめて、宿題シートでは現行条例で評価・継続したいこと、課題・問題だと思うこと、この検証会議で話し合いたい論点を考えてきていただいて、2回目でその論点を絞って、第3~5回で、固定メンバーでその論点について話し合いました。自分たちで論点を出し合って話し合えたのはすごいことだと思います。6回目には、班を越えて全員で振り返って話をして、条文の話や検証全体について振り返ったところで終わりました。今日が最終回ということで、これまでの話し合いを受け、市の考えを返していただく回となっています。このような難しいテーマでよくここまでクリエイティブな話し合いができたなと感じています。

### 3. 検証結果のご報告

事務局:では、検証結果のご報告を課長から説明させていただきます。ご質問は、説明後に一括して

受けさせていただきます。また最後に皆様から一言ずつコメントをいただきたいと思います。  
事務局:まずは皆様にお礼を申し上げたいと思います。こんな固いテーマで最初どうなるのかなと思っていたんですが、非常に熱のこもった議論をしていただき、驚きと共にお礼を申し上げます。素晴らしいメンバーに揃っていただいたと思います。また司会進行をしていただいたマチラボさんにお力添えをいただきました。ここまで来られたのはマチラボさんあってこそです。

私はこの部署に来て、検証会議をきっかけに自治基本条例を読み返しました。地方自治や民主主義のことも、昔読んだ本などを読み直したりして、いいきっかけを与えていただいたと思っております。今から市の考えと、若干私個人の考えも含めて、順番にお話したいと思います。誠実にご議論いただいたので、できるだけ誠実にお答えしたいと思っています。

本条例の26条には「市長はこの条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会状況の変化に照らし、この条例が市民が主役の自治の実現を図る上でふさわしいものであるかどうかについて、市民参加のもとに検証します」と書いてあります。社会情勢の変化を見てくださいね、市民主役の自治の実現に適っているかどうかを見てくださいね、市民参加のもとに検証してくださいねということです。

この26条に基づいて今回ご議論いただきました。今回は市の附属機関、諮問答申というスタイルの会議ではなく、会としての結論を出すものではありませんでしたので、1つ1つの項目についてそれぞれの方がそれぞれの思いで自由に発言されたのかなと思っています。それから今回は、学識経験者、地方自治の専門家の参加はいただけていません。たくさん勉強していらっしゃる方も、市民感覚でという方もいらっしゃると思うのですが、そういった意味では、市民目線でチェックをいただけたと思っています。

議論の結果を踏まえて、私共は役所の幹部職員、副市長、市長に報告しました。また昨日、議会の総務企画委員会にも報告させていただきました。

それでは資料を見ながら、1点ずつご説明したいと思います。

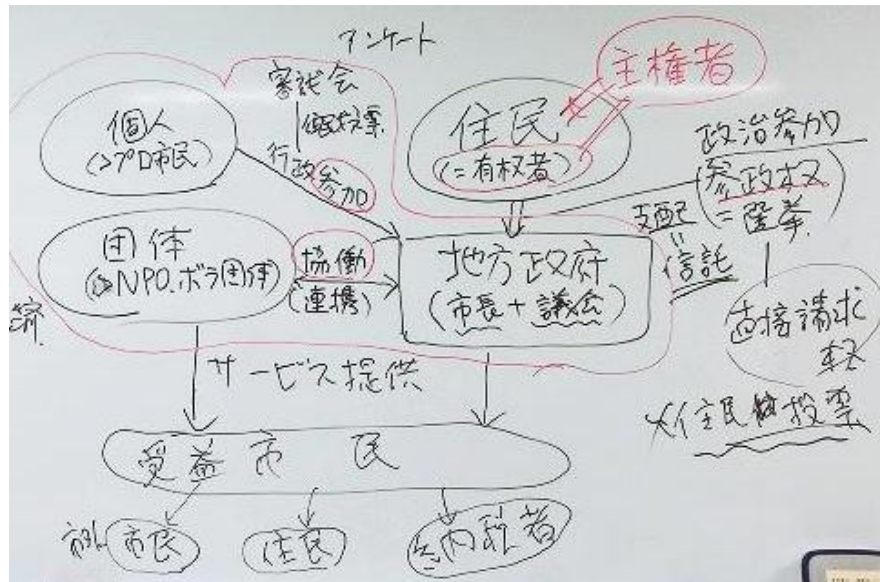
ポイント1の「市民」の定義は、一番時間をかけ、一番議論になったところだと思います。これはポイント2～4までつながる話だと思うので、少し時間をかけて整理したいと思います。

「市民」=「住民」というのが一般市民の理解だから、「住民」と書いた方がいいんじゃないかというご意見がありましたが、市としては「市民」という言葉に思い入れがあって、これは譲れないというのが私共の結論です。

条例で言う「市民」は、「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます」と書いてあります。これを分解すると…「住民」をもう少し限定してシャープに言うと「有権者」。「働く者、学ぶ者」は、いわゆる「個人」。これを市民参加などをすると決まった人が出ていらっしゃるということで、「プロ市民」と言われた方もいます。もう1つの「事業又は活動を行う者」は「団体」。これはNPOとかボランティアなどです。自治基本条例では、この3つが市民だと言っています。その他の登場人物として、地方政府、すなわち市長と議会があります。

「住民」と「地方政府」の関係は、選挙・参政権を通じた「支配」の関係。憲法では、国民と政府の間の「信託」という言葉を使っています。選んでお任せしている。「個人」と「地方政府」の間は「行政参加」。これは、審議会や委員会、市民会議、説明会、政策提言手続き、アンケート

やモニターなどがあります。また「団体」と「地方政府」の関係は「協働」または「連携」。よく行政と市民との「パートナーシップ」とか「対等」とありますが、それはこの部分のことです。「住民」と「地方政府」の間は「支配」の関係なので「対等」ではありません。これがよく間違えるところです。「住民」と「地方政府」の選挙・参政権を通じた関係は、「行政参加」に対して「政治参加」と言ったりもします。



ここで、「地方自治」がどうなりつつあるのかについてもお話ししなければいけません。「地方自治法」には「地方自治の本旨」とあります。本旨とは何かというと、「団体自治」と「住民自治」の2つがあり、この2つが揃って地方自治だ、と言われます。

「団体自治」については、2000年に「地方自治法」が改正されて「地方分権一括法」ができて、1000くらいの法律を触って変えたんです。国と地方の権力争いで、国がなかなか離さなかった権限をやっと離して、対等の関係で地方に仕事を下ろした。これに関して1番よく言われるのは「機関委任事務」。国にとって地方は出先機関という扱いで、国の言う通りに動いていたのが、団体自治を実現したことによって機関委任事務がなくなった。今まで国の仕事と言われていたことに、条例でものが言えるようになったんです。ところが、これによって我々地方の仕事が大きくなったんですが、お金はくれていません。税源移譲と言っても、国は税金を握ったまま。地方に補助金・交付金はくれるけれど、一般財源としてもらえない。いびつな形になっています。

一方で「住民自治」は全く手付かずです。国の法律も何もありません。2000年の一連の法律改正でも一切触ってない。もっと言うと、GHQ時代に憲法ができ地方自治法をつくる時に、シャウプという人がやった「シャウプ勧告」というのがありますが、これは戦後の日本のありようを決めようということで、大きく2つのことを言っていて、片方の「税制」はシャウプ勧告通りに個人税や法人税などの仕組みをつくったんですが、もう1つの柱の「住民自治」の方は、勧告を全然法律に反映させなかったんです。なぜなら、日本政府は戦後復興を一生懸命やらなければならなかったから。住民自治をやると時間がかかるから、中央集権で一斉にやろうということで、やらずに今日まで来てしまったんです。だから抜け落ちているんですね。

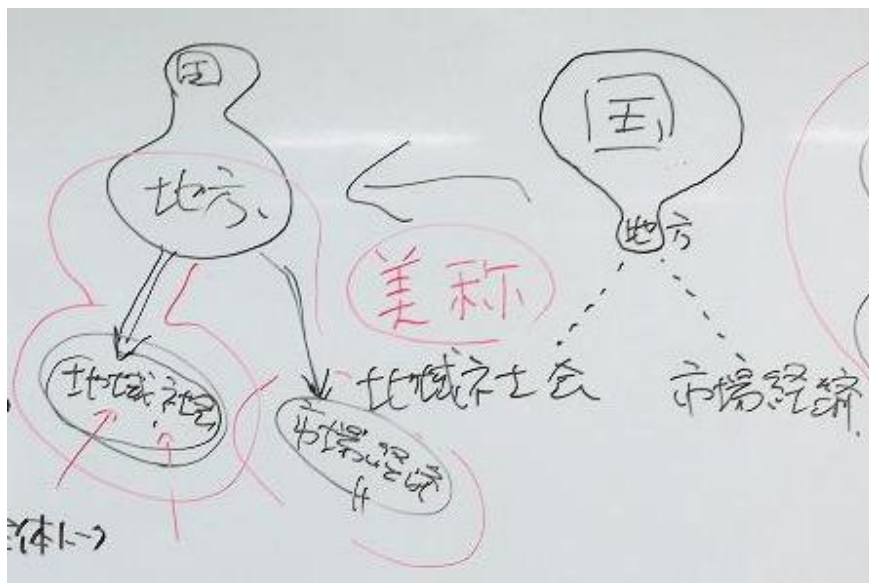
国から権利を掴み取ろうという自由主義的なことはやったけれど、民主主義が抜けちゃった。

その背景があつての今回の話なんです。国が住民自治に手を出さなかったから、(自治基本) 条例でやりましょうというところがある。私は(自治基本条例制定の背景は)こういうことだと思うんです。

もう1つの背景としては、「社会経済」の動きというものがある。右肩上がりの時代は終わってしまつて、中央集権でやっていくのではうまくいかなくなった。オールジャパンでやっていく時は、中央集権でうまくいけれど、下がり始めるとうまくいかない。それから、地域コミュニティが希薄になってきて、どうもうまくいかないという社会背景もある。また、生活圏が広がって、単独の市だけでは効率よくできなくなつてきているということもあります。

そんな社会経済の背景があつて、国が住民自治をやらないので、それぞれの「地方公共団体」(これは国から見た出先機関としての呼び方で、法律にも全て「地方公共団体」と書いてありますが、我々からしたら「地方自治体」と言いたい。)で自治をやらうということでの、自治基本条例だと思っています。

右肩上がりの時代は終わつてしまつても、医療、年金、介護、子育て、健康、教育、道路、上下水道…やらなければいけないことがいっぱいある。そんな中、イメージで書くと…「国」と「地方」があつて、「地域社会」と「市場経済」があつて、国が小さくなって地方が大きくなつたけれども、地方は税金がもらえないので、民間の地域社会にも背負ってもらわないといけなくなつてきてる。それをやっていかないと市としての仕事が背負いきれないんです。



検証会議では、「納税」についてのご意見もありました。市・県民税は翌年課税なので、本国に帰ってしまうと連絡も取れない。扶養の話も、いちいち外国の市役所へ確認してられないので、そこをうまくついで、過大に税控除を受けているという話がありましたが、日本国民でもインチキをしている人もいますし、納税のことだけで「外国人は」と言うのはちょっと違うのかなと思います。それは課税納税の制度自体の話であつて、住民参加や自治の話ではないのかなと私共は思っています。

それから「危険性」という話もありました。「選挙」に外国人は入れませんが、「市民参加」には入れます。ここに極左破壊勢力が入ることも全くありえない話ではないですが、意見を言う、

提案することはできても、最終意思決定を持っているのは議会・市長ですので。危惧はあるかもしれませんが守られている。議会・市長を選んでいるのは有権者であって、そこに外国人などは入れませんので、参政権に基づいて担保されていると思います。

そういったことで言うと、「信託」は、やめることもできます。「お前らみたいな地方政府は話にならない」「ダメだ」という時には「直接請求」が地方自治法でも認められています。市長の解職請求、議員の解職請求、条例の制定・改廃、監査請求などが直接できます。1/3以上の署名を集めれば市長をクビにできます。これは、市外住民や外国人には認められていません。

ただ1つやっかいなのは「住民投票」。地方自治法に書いてある住民投票は、「ある市だけに適用されるような法律を施行しようとする時に、国はその市の住民投票をやらなければならない」というものですが、我々が普通に言う住民投票はそういうものではありません。例えば、近隣市と一緒にごみ焼却施設を造ることになった時にやるとか、合併の時もよくやりますね。この住民投票が政治参加なのかというと、法的にはそうではありません。市長や議会は結果に拘束されない。「参考にしなさい」と書いてありますが、法的に拘束されない。だからどちらかというと住民投票は「住民参加」。ただ、尊重しないとイケませんので、多くの場合は住民投票は選挙権と同じ有権者に限っています。どこかの市の自治基本条例では「16歳以上で住民投票に参加できる」と書いてますが、安城市は「住民投票をする時は個別で定めます」となっていて、常設型ではないので、案件ごとに使い捨ての条例をつくることになりませんが、恐らく20歳以上にするでしょうね。そして他の市民は入れないと思います。

今回の条例は「市民参加」「協働」の部分をしてできるだけ広く参加してもらってやろうというのが趣旨なので、ここに住民以外の人が入ってもいいでしょうということです。市長や議会という担保がありますから。市長や議員はしっかりしていないとか言うのはダメです。皆さんが選んだのですから。制度的にはこれで担保できていると考えていいと思います。ですから市としては、「市民」を「住民」に変えるつもりはありません。

ポイント2の「市民の権利と責務」にいけます。「市民参加の権利は危険」「不適切」という意見に対しては、先程説明した通りです。

「市外住民」と「住民」、「納税者」との間でサービスが同じではいけないという話が出ましたが、市民保養事業は滞納があるとサービスが受けられない。中学生以下の医療費無料は住民じゃないと受けられないサービスです。市外住民も受けられるサービスとしては、例えば総合斎苑。住民と住民以外で金額は違いますが利用はできる。誰でも共通のサービスが受けられるものとしては、例えば市道。誰でも無料で通れますよね。サービスごとに、適切なサービスが受けられるよう、対象者を切り分けしています。第8条の「市民は、適切な行政サービスを等しく受けられる」の「適切」というのはそういうことです。

「住民じゃない人の責務を軽くしてあげた方がいいんじゃないの？」という意見がありました。ここに参加するということは、地方政府、行政の一翼を担う方々ですので「公共の福祉に反しないような行動をとってくださいね」ということを条例の中で言うべきではないかということ。責任や責務を持つことにはあたっていただき、と。但し罰則は設けていません。「書いてあるだけじゃないか」と言うとその通りですが、条例の意図として「市民は、住民と同じように責務を果たしてください」ということです。

ポイント3「議会・市長その他の執行機関」について。「議会に関することは当然のことなので今さら書かなくてもいいんじゃないの？」というご意見ですが、確かにそうです。議会だけでなく、市長や職員のところも、ある意味、常識的なことが書いてあります。というのは、自治基本条例はいわば約束事。憲法でも、約束ごとがちゃんと書いてある。国民と中央政府とのあいだの信託として、投票権・選挙権に基づいてお任せします、但しお任せするのに対して、政府はこれだけは守れよということで基本的人権とかが書いてある。憲法は、投票権、参政権、信託を担保する契約書みたいなものです。憲法の縛りは国民に向いているのではないんです。憲法が国民に対して「あれせよ、これせよ」というのは、「納税」と「勤労」と「教育を受けさせる」の3つしかありません。他のことは個別の法律で言っています。憲法は、日本国政府に対して「あれやるな、これやるな」という注文をつけているんです。「言論、出版、結社の自由を守れ」「国民の権利を奪うな」というのが憲法。今回の自治基本条例もまさにそういうことだろうと。契約書のお品書きですから、市のありよう、行政活動を一通りカバーしてないといけないということで、議会のことも、総合計画のことも、まんべんなく書いてあります。

逆に「議員や職員のことについて、もっと細かく書くべき」というご意見がありました。それを書き始めると、いっぱい書かないといけなくて、この契約書がとても複雑になってしまう。職員が守らなければならないルールは、職員の服務規則などに細かく書いてあります。議会のことは議会基本条例などに細かく書いています。個別の条例規則に委ねているので、ここでは契約書として必要最小限の基本的事項だけ書いてあると理解いただければいいと思います。

それから「議員は住民の代表であって、市民の意思を反映させるような活動はできない」という意見があったと思います。確かに議員は住民から選ばれた方であって、市民から信託されている訳でない。しかも有権者から選ばれている。ただ、地方行政の活動として外国人やNPO、市外の方が入って活動してもいいという、そういう安城市の行政のあり方を有権者の方が選んだ議会が認めたということ、自治基本条例を契約書として認めたということでもあると思うんです。ですから、議員の皆さんは、確かに住民から選ばれていますが、自治基本条例の規定上は市民の意見を聞かないといけない。ですから市は11条を改正する必要はないと考えています。

次に、ポイント4の「条例の位置づけ」について。「最高規範という言葉が馴染みのない言葉である」とか「上下関係を連想させる」というご意見がありました。確かに、条例には上下関係があってはいけないことになっています。憲法は「最高規範」ではなく、「最高法規」と言っています。この自治基本条例は「各地方自治体の契約書」であることから言うと「憲法」に近いので、「安城市の行政活動の基本的なルールを定めているものですよ」というメッセージを出すために、敢えて訓示的・宣言的に「最高規範」という言葉を使っています。だから、市としては「最高規範」という言葉を取り下げるつもりはありません。敢えて必要だという認識をしています。

「改正手続を明示すべき」というご指摘がありました。「見直し」については書いてありますが、「改正手続」について書いてありません。これは他の条例と同じような手続きになるので敢えて書いていません。他市町では、憲法のように「2/3以上の議決がないと改正できない」と書いてある条例もありますが、安城市は書いてありません。

最後にポイント5の「意義・効果・認知度」について。「わかりにくい」というご指摘です。私も最初に読んだ時、とっつきにくいと思いました。「あれをしちゃいけない」といったように規制をする



条例だとわかりやすいのですが、そもそも理念の条例なので、そういうところがあります。それになるべくわかりやすくしようということで「ですます調」になっています。ですます調の条例は珍しいです。参加条例と協働条例も「ですます調」になっているかもしれませんが、でも、書いてあることはやっぱり硬いです。条例の性格上ゆるゆるの言葉を使って、いかようにも解釈できてはいけけないので、硬い言葉にならざるを得ない。更に言うと、逐条解説もそうです。逐条解説は、その法令の判断基準と運用基準を示すものなので、わかりやすいようゆるゆるにして、いかようにも解釈・適応できてはいけけない。厳密に解釈を書く。だから逐条解説もだいたい読みにくいんです。ことによると法令よりも読みにくかったりします。だから逐条解説も変えません。当時の市の法規担当が苦心して、ぎりぎりにわかりやすくしたと思います。今回やるとするならば、逐条解説は置いておいて、「最高規範とはこういう意味です」とか、「市民とはこういう意味です」というQ&Aの問答集のようなものをつくった方が、効果的だと思います。「なんだそうだったのか！自治基本条例！」みたいな問答集です。

「条例の効果検証」については、調査結果をご報告したりしましたが、検証会議でそこは出なかったかと思うんです。確かに本当は、ちゃんとロードマップをつくって、本当にできているのかを検証したり、この条例でやりたかったのはここだろうという部分をあまり追っかけられなかったのは反省としてあります。次回5年後には、ちゃんとやれているのか？というところが、当然問われてくるのかなと思います。

「認知度」については、言うまでもない。「知っている」という人が4%以下、「聞いたことがある」という人も30%を下回っている。私共の努力不足ですね。率直に反省であります。

総論的なことを言うと、今回、条例は変えません。変えない理由は今申し上げた通りです。「市民が主役の自治ができるような条例になっているか？」ですが、完璧とは言いませんが、少なくともそれを目指そうという条例にはなっていると思います。実際に自治が実現できているのかというとちょっと自信がないですが、条例自体はそういう条例になっていると思います。

今白板に書いた絵は、本にも多少は書いてあったりしましたが、皆さんの議論に基づいて、私が組み立ててつくったものです。思い違いをしていた部分もありましたが、ここでの皆さんの議論がきっかけとなって整理・理解できて、大変ありがたいなと思います。

検証会議の最初の頃、カッテンディーケの話を見せてもらいました。「政はお上のなさることだ、俺らは関知しない」ということで、民主主義の最先進国オランダのカッテンディーケが「そんな恐ろしいことをよく言えるな、無防備な」ということがあって、それで福澤諭吉が「立国は私なり、公にあらざるなり」つまり「自分ごとでやらないと国はつくっていけない」と言って学校をつくった話をさせていただきましたが、自治はまさにその話だと私は思っています。自分ごととして参政権を行使する、行政に参加し協働するというのが、この条例の目指しているところだと思います。

#### 4. 質疑応答

事務局:それでは、ご質問等をいただきたいと思います。

委員: 2点訂正させていただきたいと思います。1つめは「ですます調」について。市民参加条例や、協働条例は「ですます」ではありません。「ですます」はこの条例だけです。2つめは、「個人」=「プロ市民」とありますがイコールではないと思います。同じく、「住民」=「有権者」ではないし、

「団体」も「NPO・ボランティア団体」だけじゃないので訂正していただければと思います。

事務局:イコールじゃなくて「ex.」でしたね。すみません。

委員:議員は、市外の人や安城に少し立ち寄った人だけの代表者ではないですよね？

事務局:有権者から選ばれた人たちですね。

委員:議会基本条例は自治基本条例をもとにつくっているの、そうすると自治基本条例はおかしいことを書いているんじゃないですか？

事務局:どこがおかしいですか？

委員:世界中の、安城にちょっと立ち寄っただけの人が意見を言うこともできるし、議員はその代表者だということをはっきり書いていますよね？

事務局:そうじゃないです。確かに「議員は市民の代表者」と書いてありますが、契約書として認められているこの条例によって行政運営していく際の、行政の最高意思決定機関としての議会であるということから、「市民の代表者」という言葉が使ってあると思います。

委員:だとしたら、5%の住民しか知らないのに、「代表」というのはおかしいですよね？95%が知っていれば「確かにその通りだ」「いいことだ」と思いますが。

事務局:それを言うなら衆院選投票率はどれだけでしたか？「そんな低い投票率で選ばれても議員じゃない」というのと同じですよね？

委員:でもここに「公開する」と書いてあるじゃないですか。95%が知らないのに、次から次へ関連条例ができていて、議会で承認されていく。

委員:周知が関係ないなら、なんで条例の中にそういう附則があるのかということですよね？

事務局:関係ないとは申し上げていません。認知度が4%しかないということで、この条例の存在自体がおかしいということではないということです。

委員:インターネットに載っていた意見では「法律違反じゃないか」とかいろいろ書いてあるんですが、それに対して安城市は「自治基本条例に則っているから法律違反じゃない」と言っているんです。

事務局:何が何に対して法律違反？

委員:「根本に立ち戻ると、住民投票権の有無に関わらず全人類が安城市政に参与する権利＝参政権を付与したことになり憲法違反です。安城市の有権者としても本来の参政権を阻害されることになり納得できません」とあるんです。それに対して「いや、こういう理由でそんな違反はしていないよ」と答えてもらえるとすごく安心できるんですが。

事務局:参政権は与えていません。参政権に基づく支配関係は、有権者しかありえないです。外国人は絶対入らないです。中には「市民は主権者で、その主権は信託に基づく」、「市民が主権者だ」と書いているものもありますが、安城市は「主権者」とまでは書いていません。そこは違うと思うんです。

委員:私は去年の6月に、この条例を初めて知ったんです。で、どうしてもわからないから、名城大学の昇教授に質問する機会があったので訊いてみたんです。「自治基本条例の目的は何ですか？」と言ったら「市民主権だ」と言いました。私が「日本は国民主権じゃないんですか？」と聞いたら「いや、市民主権だ」と言うので、「どこの市民ですか？」と訊きました。そしたら「市民主権だ」と改めて言いました。だから私は「安城市のですか？」と訊きました。そしたら「それは知らな



い。安城市が自治基本条例を決めたのなら、それは安城市が決めたことです。私はわかりません。」と言いました。それで私は、「市民というのは、安城市ではない。市民主権というのは、安城市住民の市民主権じゃなくて、世界中の市民という形なんだな、怖いなあ」と思った。それで、さらに訊こうとしたら「君は無礼な奴だな、時間がない」と言われたので帰りました。それを聞いてからますます怖いと思ったので「怖い、怖い」ばかり言っているんです。安城市の住民は、外国の人ともみんな仲良くしていかないといけないと思います。安城が安定してほしいと思います。でも、それを聞いてからすごく不安になりました。それから、ことあるごとに安城市で書いてあるいろんなものを見ていきましたが、やはり不安の方が大きくなりました。でも先回の検証会議で委員から代案が出てきて、これだったら安心できるかも知れないと思いました。課長さんが言われること、一旦決めたことだからこれでやっていかないといけない、というお立場はよくわかります。でも、自分の子どもや孫のためと思うと怖くて仕方がありません。

事務局：僕は住民が主権者だと思っています。市民ではありません。

委員：でも住民の中に外国の方もいるじゃないですか。

事務局：でも参政権がありませんから。

委員：でも「市民参加条例」に「住民投票」と書いてあるじゃないですか。

事務局：「有権者投票」と言った方がいいかもしれませんね。

委員：それだったらわかります。

事務局：危険ということから言うと、確かにそうかもしれません。例えばヒトラーは、世界で最も民主主義的な憲法(ワイマール憲法)だと言われたところから手順を踏んで、政権の座についています。担保する部分がちゃんとしていないと、デマゴギーに操られ、とんでもないことが起こりうるということは歴史から学ばなければいけないことだとは思いますが、ただそれを恐れてばかりいては、住民自治がいつまでたってもできないんじゃないかと思うんです。

委員：住民自治は大切だと思います。日本人であろうが外国の方であろうが、優秀な方がアイデアを出すことは大切だと思います。でもそれが偏ることが怖い。自治基本条例で、どういう形でそれが担保されているかが見えてこないの、全く訳のわからない素人が、心配だ心配だと言っているんです。法律的なことはわかりませんが、不安が残るのでそのことばかり言っているんです。

事務局：仮にもし次回5年後に同じメンバーでやらせてもらえるなら、ここ(地方、地域社会、市場経済)の話で、役所の仕事を分解してみることもできるといい。権力的な仕事は役所が持っていないといけませんが、そうでないものはどんどん出して行って、市民がどんどん参加協働して、自分達で自治をする人が増えれば、認知度が上がる、自分の体で地方自治がわかる、実感が持てるのではないかなと思います。5年後に安城市がそうなっているかどうかは、ここにいる若い職員スタッフの双肩にかかっているとは思いますが。

委員：この会では、出るべき議論が出て良い話し合いだったと思っていますが、それは、ふつうの常識、感性を持って条例を見たらおかしいと思うような論点が出てきて、ここで議論されたという意味でよかったということです。1つおかしいなと思っているのは、こういった議論は、制定過程でも積み重ねられているはずで、本来ならば、その積み重ねられた議論、議事録をベースに答えが出てこないといけない。それなのに、制定に関わった元議員や行政の方がいても、そういう回答

は一度もなかった。行政や議会(与党自民党)にも訊いていますが、一度もそういった声が返ってきてない。ということは、そういう議論がされてなかったんだというのが正直な感想です。今、思いついてああだこうだ言う、事務局がご努力されてここで回答をしていただくのは結構ですが、議会でオーソライズされるから安心だというのであれば、そこで積み重ねられた議論を出してきて回答していただかないと不十分だと思います。

2つめは最高規範性の話。回答では、「最高規範」という言葉にこだわられています、2条全体が最高規範性を持っている。「最高規範」という言葉をなくしても、最高規範性を持っている。「他の条例はこの条例の趣旨に合わせなさい」と言っていることが最高規範性です。この部分は、なにがしかの訂正なり逐条解説への反映、Q&Aへの反映をしていただきたいと思います。そしてできれば、最高規範性と外国人地方参政権の否定を併せて逐条解説にしっかり書いてほしいと思います。

最後、「認知度向上」について。手段を真剣に考えていただきたいと思います。反省していると言っていました、じゃあ何か手法を考えているのか？という話が聞きたい。同じ手段は使えませんよ。1000人しかいないところでもう一回アンケートをとってもみんな知っているの。

事務局:憲法に「国会は国権の最高機関」と書いてあります。「最高機関？三権分立だろう？司法・立法・行政があるのになんで国会、立法院だけ最高機関なの？」「憲法が自己矛盾を起こしておかしいんじゃないか」という議論もあつたりするんですが、その時に、憲法解釈は必ずこう言うんです。「あれは政治的な“美称”です」と。象徴的に「最高機関」と言うんですって。だから「最高規範」も、そういう意味で“美称”です。

委員:ですが、安城市の検証議論の中で、そこが問題になったんです。だから、それを逐条解説なりなんなりに反映させるのが安城市らしさなんじゃないんですか。全てを国の解釈に合わせていたら、安城市らしさはどこにあるんですか？安城市でそれが疑問に思われたんですから。

事務局:恐らく、制定当時に法規担当部署ではこういう議論があつたと思います。他市町の自治基本条例を徹底的に見るはずなので。「主権」は無理だとか、「信託」はダメだとか、多分あつたんじゃないかなと思います。

委員:制定時の市民ワーキングで、ここで議論されたことがされていなかったわけではないと思います。全て議論されたわけではありませんが、全くされていなかったのとも違います。細かい議論の議事録を全てとっている訳ではありませんから。

委員:とっていないと言われても困る。それでは追跡できない。どこでどう議論されたかわかりませんよ。

委員:私は事実を言っているだけで、それがいいか悪いかは言いません。これからは全ての記録を取りましょうということもあるかもしれない。今回でも議事録は取っていますが、各チーム内の議事録を全てとっている訳じゃないですよ？

委員:でも、論点のポイントは記録をとっていますよね。そういう気遣いは、今回非常にやってもらったと思います。そこが命だから。後で「どんな議論をしたの？」と言った時に、「議事録がありません」では、ふざけてるのかと。それで「市民代表」だの「市民参加」だのと言われても。

委員:「最高規範を変えるつもりはない」とおっしゃって、それはいろんな意味があるというのはわかるんですが、「今後わかりやすく伝える工夫をします」と書いてあるんですが、具体的にこうすると

いうのではありませんか？せっかくこういうふうに使っても、職員の方の部署が変わったり、ご退職の方もいるかもしれないし、私達もこういう機会をいつも持てる訳ではないので。半年の間にこう動きますとか、一年後にはこうしますとか、具体的に工夫する何かはありますか？

事務局：逐条解説とは別に、Q&A形式の問答集みたいなわかりやすいものをつくっていきたいと思っています。市広報にシリーズで載せるのか、WEB・ホームページに載せていくのかはまだわかりませんが、とりあえずそこから。27年度は啓発活動を市主体、市直営でやっていこうかなと思っています。具体的にはまだ準備がないのですが。

委員：「検討します」だと、1年、2年…あれ？どうなったのかしら？…と結局わからなくなって、いつの間にか人もバラバラになって職員の方も変われば、また仕切り直ししなければなりません。

事務局：正直、こういう話はなかなか理論的に伝えるのは難しいので、市民の皆さんに直接ご参加いただいて、行政の仕事に実際に関わっていただいて、こういうことなんだろうなと体で実感していただくのが一番いいんでしょうけど。

委員：でも、全員が参加する訳にはいかないし、WEBでといっても、わざわざパソコンを開いて見る人も少ないと思うんです。だから広報を出していただくのはいい。例えば「半年後にはこのくらいのことを」とおっしゃっていただけると嬉しい。「やっていこうかなあ」くらいで、しかもそれが事務局だけのお考えなのか、部署全員の考えかもわかりませんので。その辺りを是非、お願いしたいと思います。

委員：ポイント5つの全てに「市の見解」として「現時点では、変更なし」とあるんですが、これは事務局、企画政策課の意見なのか、議会を通ったものなのか、どうなんですか？

事務局：最初にご説明させていただいたように、市の幹部職員、市長、議会の所管の総務企画委員会の議員にご報告させていただいています。

委員：議会で採決をとったということではないんですね？

事務局：採決ではないです。改正するとなると議会本会議に上程して議決を経ないといけないんですが、改正ではないので。

## 5. チェックアウト(ひとりひとこと)

事務局：最後に、皆様から一言ずつコメントをいただく形で会を閉めさせていただきたいと思います。

委員：2回ほどお休みをいただいて、久しぶりに参加させていただいたのですが、とても深い話でした。

子育て中の私としては、今回初めて条例を知って、子ども達に、安城市にこの条例があることを伝えたいけれど、どう伝えればいいのかわからない。こういう時にこう使うといいよという、条例の活かし方の参考例があれば伝えられるかなと思います。私達40代50代の子育て世代は誰も知らない。30人くらいの人に話しましたが、ほとんどの方は知らなかった。ただ、こんなに濃密な価値のある会をやったということを友達には伝えておきました。ありがとうございました。

委員：自治基本条例を一生懸命考えてつくってきたメンバーの1人だったんですが、その時もグループに分かれて話をして積み上げていくというやり方をしてきたので、正直言って、自分のグループ以外の話はわからない。今回も、発表されたことはわかるけれど、他グループ内でどんな話をされたかまではわからない。これは仕方のないことで、それをもっとやれというのではないですが。そういう中で積み上げてきた議論だったと思います。今回の検証会議でこのようにしっかり話し

合うことができ、自分の中でも、ちょっと明確化することができありがたかったなと思います。

委員：もともと市民の定義は十分理解をしていたんですが、今日このように改めて白板の図できちっと説明していただいて、ほぼ納得です。非常に理解しやすかった。課長も、よその部署にいる時は全然違う仕事をされているのに、ここですごく勉強されて頭に全部入って、さすがだなあと思いました。1つだけ…参画21のメンバーとしてこの会に来させていただいて、よその自治基本条例はどうなっているかということで、いくつかのまちに電話をかけて聞いたり、議員から資料をもらったりしたのですが、「市民の定義」は皆同じなんですが、「最高規範」という言葉は、無い市が結構多いんです。私は、敢えて入れることもないし、入れたからってどうってこともないと思うのですが、安城市では、何かそういうことが入れたいのかなと思いました。最高規範だけは、また5年後に何かあった時には勉強するなりすると良いと思いました。

私はこの条例の制定当時議員をやっておりました。市の職員でも担当部署の仕事があって、安城市の職員全員が、自治基本条例とかゴミのぽい捨て条例とかを全て知っている訳じゃないように、議員も4つの常任委員会があって、全部本会議でやる訳ではないので、そのメンバーは勉強ができるけれど、他の建設とか経済福祉の委員会にいたら、そこまで勉強できないんです。当時私も違う委員会でしたし、大体の形で、悪いものじゃなければいいんじゃないかという気持ちもあるものですから。でも今回、ここでこういう勉強をしっかりできたので、またいろんなところでどんどん声を出していきたいなと思います。

委員：私はさっき喋りましたし、時間も過ぎていきますのでパスします。

委員：時間が時間ですしちょっとだけですが…結局、何も変わらないんだなあと。今日が7回目ですが、最初から変える気がなくて、「こういうことをやったよ」ということを見せたかったのかなあと。最初から変える気がなくて、具体的なこともまだ明確に考えていないということは、きっと5年経っても何も変わらないと思います。「形式的にやってやったぞ」というのをすごく感じました。若い子達、子ども達、ガキどもにこれを説明するのは、すごく難しいとすごく思いました。だから最初から、僕は興味がないと言ったんです。

委員：ずっと参加させていただいて、非常に勉強になりました。もっとたくさんの方が、検証会議に参加されるべきだなあと実感として思いました。たくさんの方が参加すると收拾がつかなくなる部分もあるかもしれませんが、5年後に、また一般公募、団体等の推薦の形で検証される時には、たくさんの方に参加していただいて、意見を吸い上げ、行政に反映するようになってもらいたいと思います。一番思ったことは、検証会議では一体何を検証したのかなと。条例の言葉の検証はしたけど、実際どうだったのかという検証はゼロに近かったのかなと思いました。

委員：自治基本条例を全く知らずにこの会に来たんですが、安城の市民参加のために、こういうものがあると勉強になりました。憲法をみんなが熟知しているかということ、そうでもないんですね。条例も今は5%しか認知度が無いんですが、これからいかに上げていくか。5年後の話かもしれませんが、この会が初めから出来レースだということですが、まあこういうものでいいんじゃないかという面もあるんです。やっぱり放っておいちゃいけないので。5年に1回くらいみんなで論議するのが大事であって。そのうちに何か変わるころが出てくるのを期待して、今回は出来レースでも。

委員：ポイント5の「市の見解」で「条例ができたことでどのように市が発展してきたのかについて検証

できなかったことは、課題と認識しています。」とあるので、認識されたのだと思いますが、「次回検証時には効果も含めて議論する必要があると考えています」ということは、「5年後まで検証しないですよ」と言っているように取れるんですが、そういうことですか？もし企画政策課がやらないなら、議員と市民で検証を進めるしかないのかなと。効果の中の大きな部分は、市民参加と市民協働だと思うので、係長さんもみえますので、市民協働課の方で、議員と市民で検証を進めるしかないのかなと思いました。

委員：先程から出てるように、全く変えないというのは皆さんちょっと不満なところがあると思います。

検証してないという話があるんですが、まちづくりのために自治基本条例があって、それを幅広く展開したいということで、この条例は協働・連携の扉を開いた。市行政も今までにない「市民協働課」という窓口が開いた。出していないだけで検証すれば効果があるんです。例えばNPOで消防車をミャンマーに持っていったというグループもあるんです。そういうものを検証することによって、まちづくりの協働連携が進んでいると言えると思うんです。それをやらなかったのは、事務局がそういう観点でものを整理していないから。これは残念だと思います。今後、5年後にやるにしても、これから常に積み重ねてそういうことを皆さんに知らしめるように。

私もいろんな立場でいろんなプロジェクトを持っています。多様化・流動する住民・市民の中で、こういった地域社会をつくるためにはNPOやボランティア団体の力がないと。今、大河ドラマで「花燃ゆ」をやっていますが、先程課長がおっしゃったように、黒船を見たときに「これは国がやるものだ、俺は知らん」と言っていて、その山口県の藩が立ち上がって、あれを市民が捉えてやるか、幕府がやるかの2つに分かれた。私たちが地域社会の中で何をやらないといけないかということで、自治基本条例ができたということは、ある意味タイミング的にはいいんじゃないのかなと評価しています。私自身も地域でいろいろやっていますので、今後皆さんと一緒にチームを組んでやっていかないといけないと思っています。

委員：私は市民でない中で参加させていただきました。いろいろ勉強にはなりましたが、やっぱり、5年経って「やらざるを得ないからやりました」感がする。これで終わって5年間は安心できる、ではなくて、これを活かしてブラッシュアップしていただきたいと思いますし、先程から出ているように、もっと若い世代に周知させなければいけないと思います。ここに来ている人も、20代30代の人一人もいないので、もっと幅広い層からいろんな意見が出るような形をとって、条例を磨いていかなければいけないなと思います。

委員：同じことになりましたが、全然変わらなかったなということに対しては、すごく寂しいし、悲しいかなという気持ちです。やっぱり最後まで自分の中にくすぶっているのは…例えば、沖縄での先回の住民投票では、未成年者まで住民投票をやった。国がどうかなるかしれないことまで住民投票できるということが現実には起きている。近隣諸国を見た時、アジア圏で3億6000万人の人達が食うや食わずの形で必死になっている。そういう状況の中で外国人がどんどん入ってきて「そういう人たちも市民です」となった時、どうなるか。一緒に住む人は平和で温かくなれないといけないけれど、その背景にある不安はなんとしてでも抑える形の条例になってほしいということで、「不安、不安」と言い続けました。「市民」「主体的」「最高規範」の3つは全てクエスチョンでした。それについて何らかの形で安心だと伝えてもらえるとうれしいなと思います。

## 6. 閉会のあいさつ～次回の案内

事務局:長時間ご議論いただきありがとうございます。長きに渡りましてこの会の取り回しをしていただいたマチラボさんにもう一度拍手したいと思います(拍手)。たくさんの宿題をいただきまして、私共も今後また真摯に向き合っ参りたいと思います。

事務局:今日も長時間に渡りありがとうございました。この1年間、報酬という形はでお支払いをせずに参加していただいていたのですが、本日最後になりましたので、心ばかりですが謝礼をお渡しさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局:では、これで検証会議を終わります。ありがとうございました。

以 上